

＜2020 年度 厚生労働省社会福祉推進事業＞
一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会 関東・甲信越ブロック
2020 年度 専門研修会 開催要綱

**「ひとりにしない」という支援
～ 誰もが地域で暮らし続けるために ～**

1. 開催趣旨

平成 21 年度から厚生労働省と法務省の共同事業として、罪を犯した障害者・高齢者の社会復帰支援となる「地域生活定着支援事業」が開始され、今年で 10 年が経過しました。

この間、司法・福祉における施策や法制度が目まぐるしく変化し「再犯防止推進法」の施行など、新しい法律や制度の施行も始まるなど、支援も新たなステージを迎えようとしています。

そうした半面、未だ矯正施設出所者に対する根強い偏見や、受け入れに対する不安等が地域や支援関係者にもあり、立ち直りに向けた環境づくり、体制構築が行き届かない現状もあります。

このような現状を踏まえ、本年度は『「ひとりにしない」という支援』をテーマに、地域生活定着促進事業の理解促進とネットワーク強化、受け入れ促進、支援者の技術の向上を目的に、関東・甲信越ブロック研修会を開催いたします。

2. 主 催

全国地域生活定着支援センター協議会

3. 日 時

2020 年 10 月 23 日（金）9:30 ～ 12:15

4. 会 場

オンラインでの研修（「ZOOM」を使用）

5. 定 員

100 名

6. 参加対象者

地域生活定着支援センター職員・福祉関係者・保健医療関係者・司法関係者・更生保護関係者・行政関係者・その他、関心のある方

7. 参加費

無料

8. 参加申込み

Google フォームに必要事項を記入の上、申し込み。

後日、申し込みメールアドレスに ID、パスワードを送信。

9. プログラム

時 間	プログラム	内 容
9:30～9:35	開会挨拶	新潟県福祉保健部 福祉保健課長 中野 正喜 氏
9:35～9:40	会長挨拶	全国地域生活定着支援センター協議会 会長 高原 伸幸 氏
9:40～10:05	行政報告	厚生労働省社会・援護局総務課 青木 出 氏
10:05～10:30	実践報告	新潟県地域生活定着支援センター センター長 本多 崇人
10:30～10:40	休 憩	
10:40～12:10	基調講演	特定非営利活動法人 抱撲 奥田 知志 氏
12:10～12:15	閉会挨拶	静岡県地域生活定着支援センター センター長 須田 早苗

地域生活定着促進事業の現状と課題等について

令和元年 10月23日

厚生労働省

社会・援護局総務課 青 木 出

- 1 地域生活定着促進事業とは
- 2 地域生活定着支援センター設置の経緯
- 3 地域生活定着支援センターの支援状況
- 4 地域生活定着促進事業の課題
- 5 被疑者・被告人段階からの支援（入口支援）
- 6 地域共生社会とは

1 地域生活定着促進事業とは

高齢又は障害により、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者等を対象に、各都道府県の設置する「**地域生活定着支援センター**」が、矯正施設、保護観察所、地域の関係機関等と連携・協同しつつ、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施する事業

【事業の内容】

- 1 矯正施設退所予定者の帰住地調整支援を行う**コーディネート業務**
- 2 矯正施設退所者を受け入れた施設などへの助言等を行う**フォローアップ業務**
- 3 矯正施設退所者等への福祉サービス等についての**相談支援業務**
- 4 1～3の業務を円滑かつ効率的に実施するための業務



【目的】

支援対象者の社会復帰及び地域生活への定着

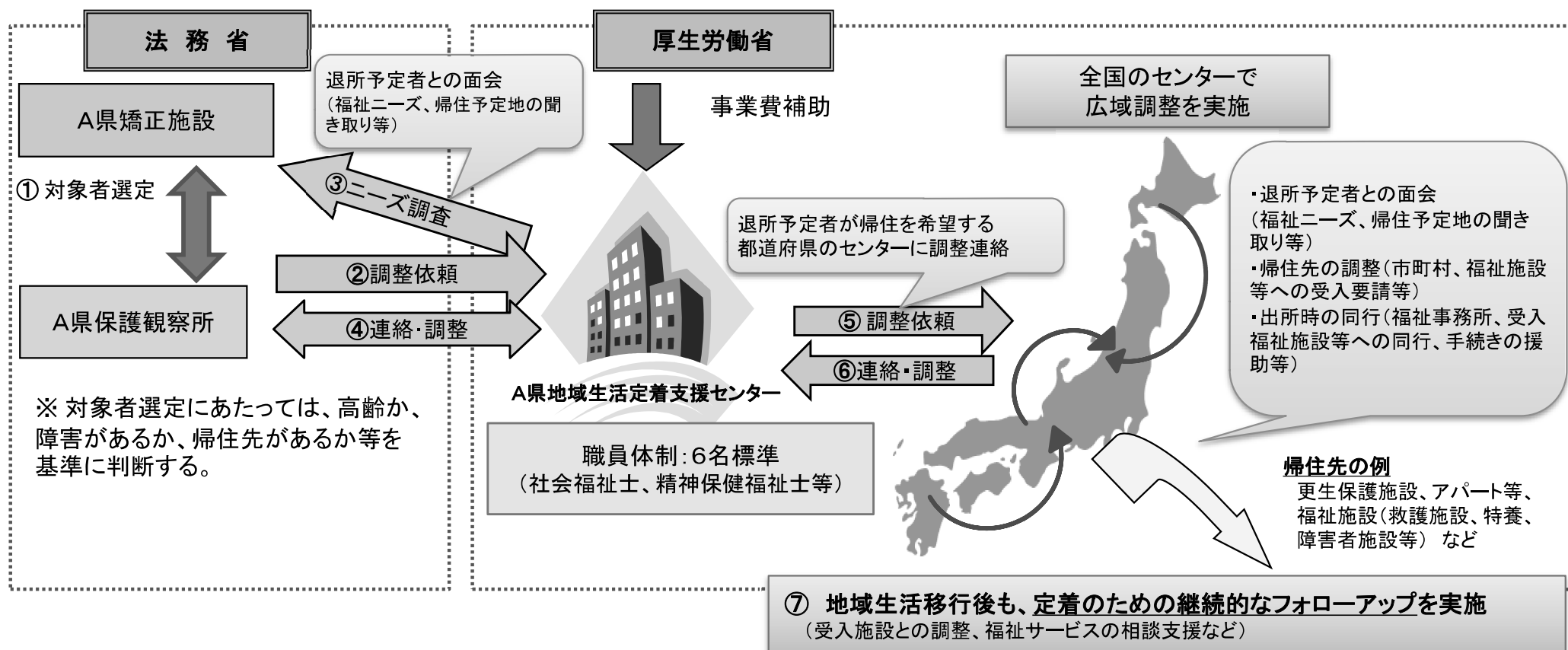
(⇒その結果として再犯防止対策に資する)

地域生活定着支援センター（地域生活定着促進事業）の概要①

事業開始：平成21年度（※24年度から全国調整可能に）

対象：高齢であり、又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者等

業務：①コーディネート業務 矯正施設入所中から帰住地調整
 ②フォローアップ業務 釈放後、受け皿に対応
 ③相談支援業務 釈放後、釈放された人等に対応
 ④その他の業務 地域ネットワーク強化、研修、広報・啓発 等



地域生活定着支援センター（地域生活定着促進事業）の概要②

- 原則各都道府県に1か所（北海道のみ2か所／全国48センター）
- 平成23年度末に全都道府県に設置
- 都道府県が設置 → 社会福祉法人、NPO等に運営委託可
- 令和2年4月現在
委託 48ヶ所 → 社会福祉法人：32か所(うち社協8か所)
社団法人：11か所
NPO：5か所
- 職員数6人「基本」 → 地域の実情に応じて柔軟に配置可
ただし、社会福祉士等の専門職 1人以上必置

全国のセンターで
広域調整を実施



2 地域生活定着支援センター設置の経緯

社会福祉と刑事司法の連携に関する動き（～平成21年まで）

年月	できごと	社会福祉	刑事司法
14年	名古屋刑務所受刑者暴行死傷事件		行刑改革会議（法務省・15年12月報告とりまとめ）
15年7月		心神喪失者等医療観察法成立（17年7月施行）	
15年12月	山本譲司著『獄窓記』出版		
16年～ 17年	保護観察対象者等による重大再犯事件（奈良、愛知、青森等）		更生保護のあり方を考える有識者会議（法務省・18年6月最終報告）
17年5月			監獄法改正（18年5月、19年6月段階施行）
17年12月		障害者自立支援法成立（18年10月施行） （現：障害者総合支援法）	
18年1月	下関駅放火全焼事件（知的障害のある累犯者による放火事件）		
18年4月		刑務所出所者等就労支援事業（法務省と厚生労働省の連携）	
18年～ 20年		「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」（南高愛隣会）	刑務所に社会福祉士配置（19年から順次）
19年6月			更生保護法成立（専門的処遇プログラム等）（20年6月施行）
20年3月	刑務所出所者等の社会復帰支援に関する関係省庁連絡会議（20年9月とりまとめ）		
20年12月	「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」（犯罪対策閣僚会議決定）		
21年～		地域生活定着支援センター設置開始（都道府県） 地域生活移行個別支援特別加算	指定更生保護施設（福祉職員の配置）

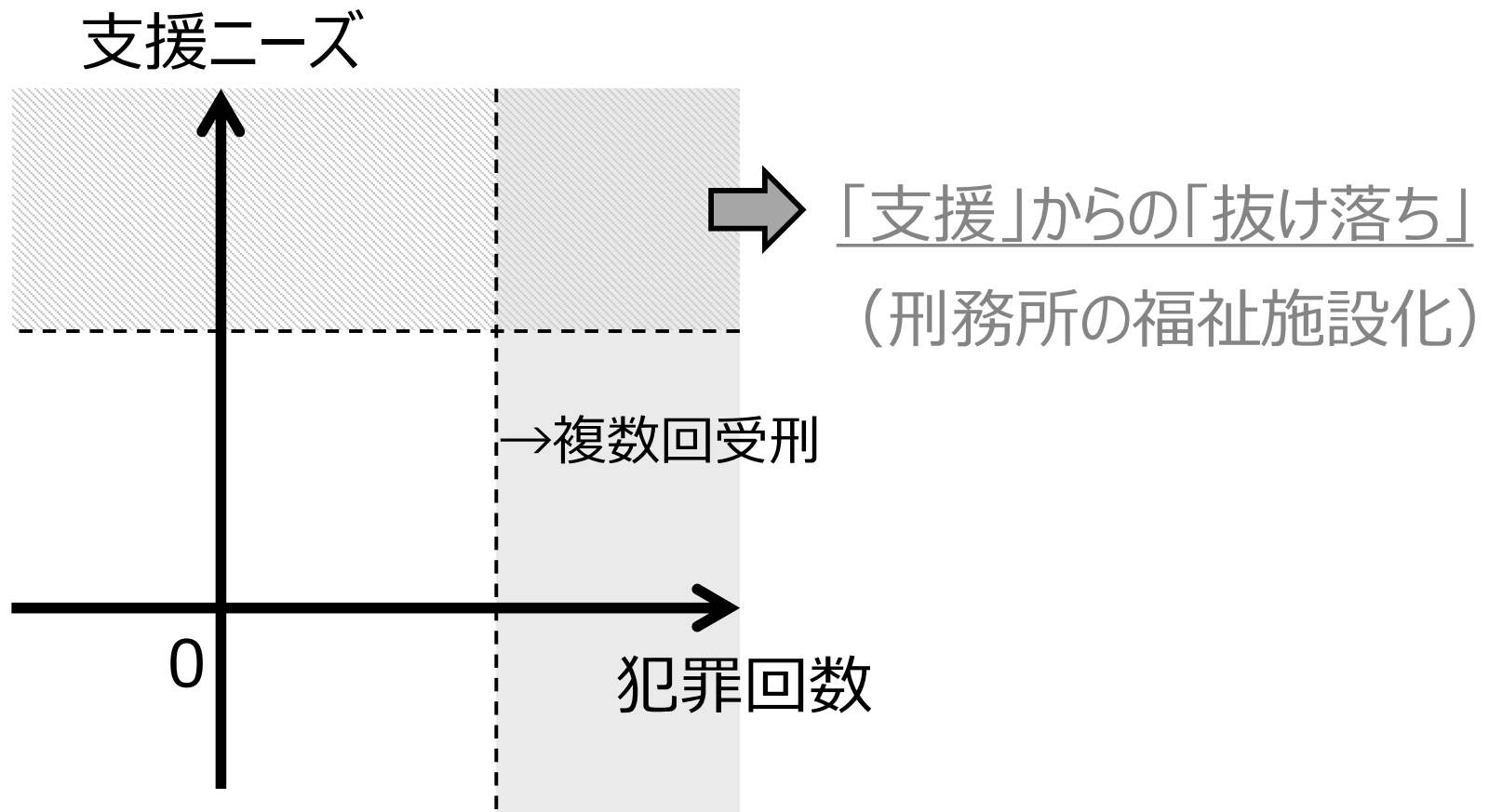
地域生活定着支援センター設置に至るまでの背景

- 獄窓記を始めとして、地域生活定着支援センター設置前から、福祉関係者が、高齢・障害を有する受刑者の問題を指摘。
- 矯正施設では、名古屋刑務所事件(平成14年)以来、矯正処遇の在り方の見直しが進められていた。
- 並行して、福祉関係団体等により、調査研究が進められた。
 - ・平成18～20年度 厚生労働科学研究
「罪を犯した障がい者の地域生活支援に関する研究」
研究代表者:社会福祉法人 南高愛隣会理事長 田島良昭氏
 - ・平成20年度 独立行政法人福祉医療機構助成事業
「刑余者の再犯防止等司法領域における社会福祉士の活動の可能性についての基礎研究事業」
社団法人 日本社会福祉士会
 - ・平成20年度 障害者保健福祉推進事業
「罪を犯した知的障害者の自立に向けた効果的な支援体制と必要な機能に関する研究」
独立行政法人 国立重度知的障害者総合施設 のぞみの園

『獄窓記』（平成15年）の指摘から

あらずじ「政治家の犯罪。それは私が最も嫌悪するものだった——。三十代の若さで衆議院議員に当選した私は、秘書給与詐取事件で突然足元を掬われる。逮捕、そしてまさかの実刑判決。服役した私の仕事は、障害を持った同囚たちの介助役だった。汚物まみれの凄惨な現場でひたすら働く獄中の日々の中、見えてきた刑務所の実情、福祉行政への課題とは。壮絶なる真実の手記。」

「再犯者」+「支援が困難な障害者・高齢者」の特徴を併せ持つがゆえに、
短期間で再犯して長期間受刑し、さらに社会内とのつながりが希薄に



本事業開始前の状況の例

釈放

支援ニーズがあり、かつ犯歴が積み重なった人が釈放されたとき・・・

- ・家族から見放され・家族死去で居所失っていたり、
- ・住民票が職権消除されていたりする場合も

福祉的支援なし
就労困難
居所不安定

【司法関係者】

- ・福祉的支援ニーズに関心低い
- ・就労自立が基本方針（とにかく就労自立を促す）
＝就労できそうにない人は更生保護施設に入所不可
- ・「指導」と緊急的・一時的保護以外の対処方法わからない

【福祉関係者】

- ・犯罪者処遇は、国（司法）の仕事
- ・住民票がない人・手帳がない人は「支援できない」
- ・「犯罪をする人への対処方法わからない」

再犯

刑務所に収容されても、その人の状況に変化はない（むしろ悪化）
結果、次に釈放されても同じ状況が繰り返され、悪循環に・・・

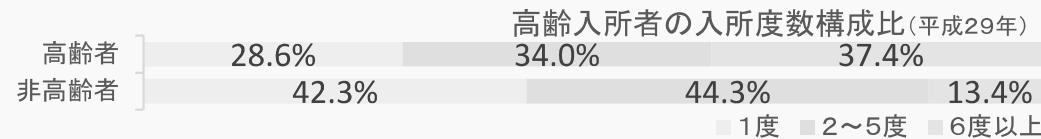
罪を犯した高齢者や障害者の実態

高齢者（65歳以上）

再入所を繰り返す高齢者が、出所後、同居する家族や安定した住居のない不安定な生活を送っている
(H30年版犯罪白書)

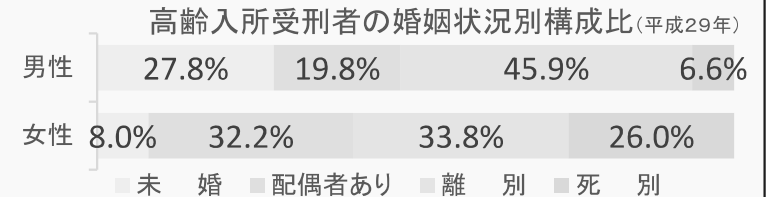
○高齢者は、非高齢者と比べて再入者の割合が高い

⇒高齢入所受刑者は、非高齢者と比べて入所度数が多い者の割合が高い



○配偶者と離別・死別した者が過半数を占める

⇒高齢入所受刑者のうち、配偶者を有する者は、約2割～3割と低い



○非高齢者と比べてより短期間で再犯に至った者の比率が高い

⇒5年以内再入者のうち、出所から3月未満で再犯に至った者が21.6%
(非高齢者は12.8%)いるほか、約6割が1年未満で再犯に至っている。



○刑事施設収容者のうち地域生活定着促進事業の対象となりうる者

精神障害のある者（確定診断有り） 2,733人（全体の15.0%）

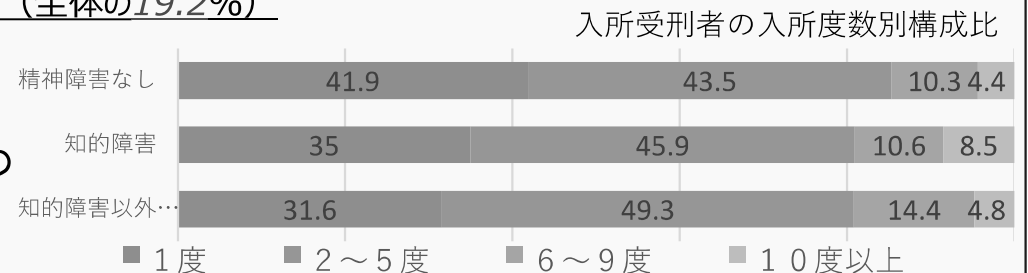
知的障害の疑いのある者（確定診断無し） 3,493人（全体の19.2%）

(H30年矯正統計年報)

○再犯(刑務所への再入)が多い

⇒新入受刑者のうち、刑務所への入所度数が2度以上の精神障害者の割合は、精神障害のない者よりも高い

(法務総合研究所研究部報告56)



○刑務所出所から再犯までの期間が短い者の割合が多い

⇒知的障害を有する者は、精神障害のない者と比べて、再犯期間が「3月未満」、「6月未満」の割合が高く、6月未満で再犯に及んだ者が33.0%

(法務総合研究所研究部報告56)



障害者

地域生活定着促進事業の開始

地域生活定着促進事業は、「釈放後に福祉的支援を受けられれば再犯をしない人」に、矯正施設収容中から必要な調整等をして、確実に支援が受けられるようにするために開始された

3 地域生活定着支援センターの支援状況（令和元年度中に支援した者）

1. コーディネート業務（帰住地への受入れ調整）

（単位：人、カッコ内は平成30年度の実績）

コーディネートを実施した者		1,467(1,342)
【内訳】	矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者	759(677)
	帰住地への受入れ調整を継続中の者	582(523)
	「福祉を受けたくない」といった理由や疾病悪化等により支援を辞退した者	126(142)

【矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の福祉サービスの利用状況】

矯正施設入所前に、	介護保険または障害者自立支援の認定を受けていた者	122(126)
	療育手帳または障害者手帳を取得していた者	384(350)
矯正施設入所中に、	介護保険または障害者自立支援の認定手続きを行った者	262(235)
	療育手帳または障害者手帳を取得した者	144(107)

2. フォローアップ業務

（受入れ調整後に行う受入先施設等への支援）

矯正施設退所後にフォローアップを実施した者		2,324(2,246)
【内訳】	支援が終了した者（地域に定着した者）	716(591)
	支援継続中の者	1,608(1,655)

【フォローアップを実施した者の福祉サービスの利用状況】

フォローアップ中に、生活保護を申請した者	706(620)
フォローアップ中に、介護保険または障害者自立支援の認定を受けた者	232(191)
フォローアップ中に、療育手帳または障害者手帳を取得した者	133(102)

3. 相談支援業務

（地域に在住する矯正施設退所者本人やその家族、施設等からの相談に応じる支援）

相談支援を実施した者		1,392(1,454)
【内訳】	支援が終了した者	600(672)
	支援継続中の者	792(782)

【相談支援を実施した者の福祉サービスの利用状況】

相談支援中に生活保護を申請した者	119(113)
相談支援中に介護保険または障害者自立支援の認定を受けた者	78(57)
相談支援中に療育手帳または障害者手帳を取得した者	25(25)

【参考１】 矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の障害・年齢別内訳

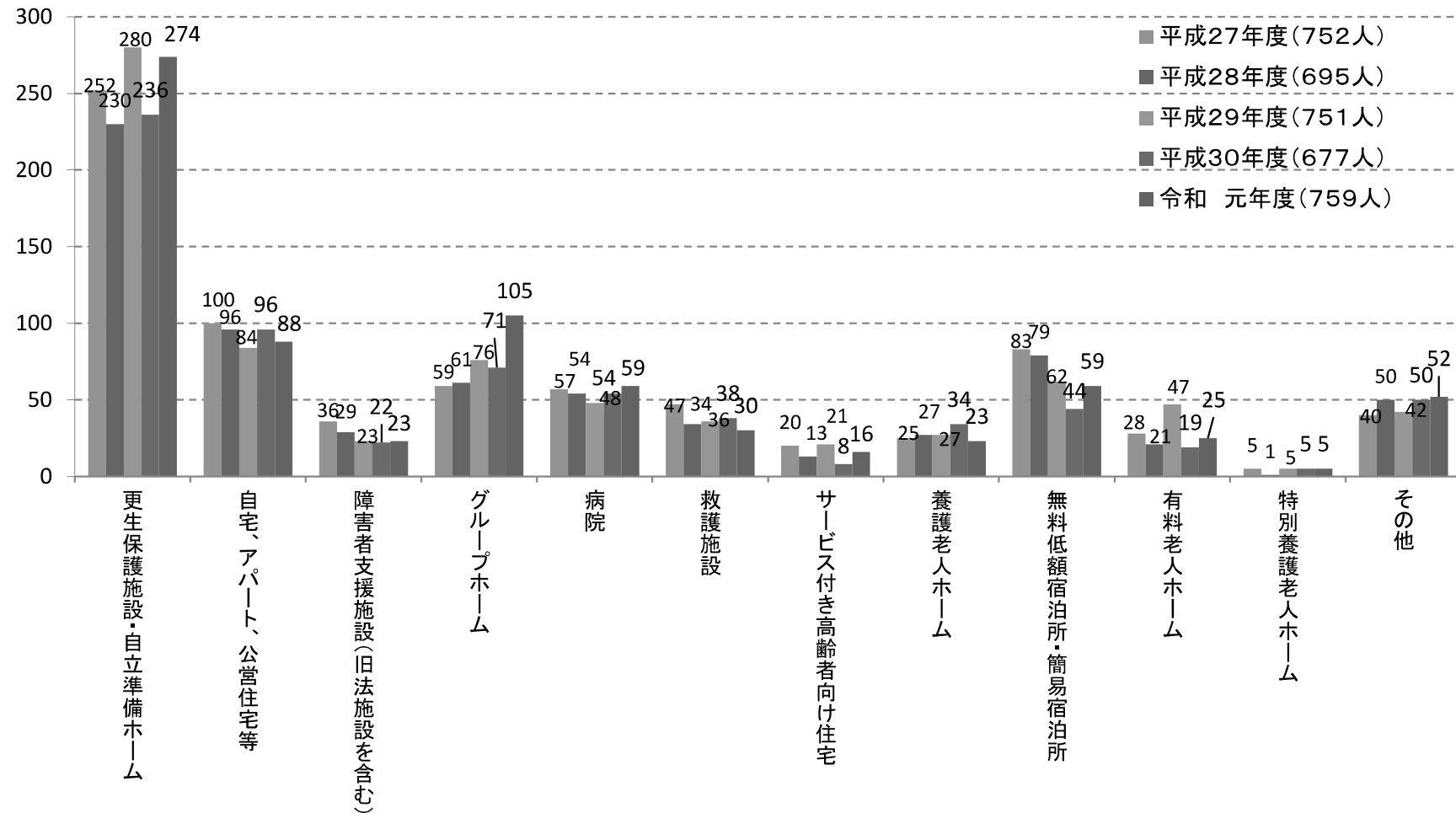
(単位:人)

	身体障害 あり	知的障害 あり	精神障害 あり	身体＋ 知的	身体＋ 精神	知的＋ 精神	身体＋知的 ＋精神	その他※	合計
65歳以上	44(36)	28(31)	44(29)	3(1)	3(4)	3(5)	0(0)	230(248)	355(354)
65歳未満	28(19)	127(112)	166(115)	7(6)	10(11)	56(55)	5(2)	5(3)	404(323)
合計	72(55)	155(143)	210(144)	10(7)	13(15)	59(60)	5(2)	235(251)	759(677)

※「その他」には、軽度の認知症の者や、障害が疑われる者などが含まれる。※※かっこ内は平成30年度の実績である。

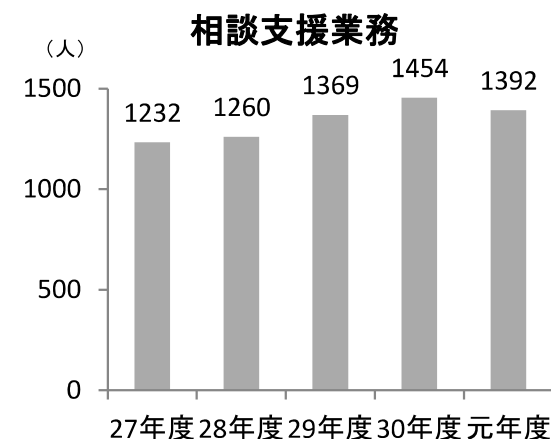
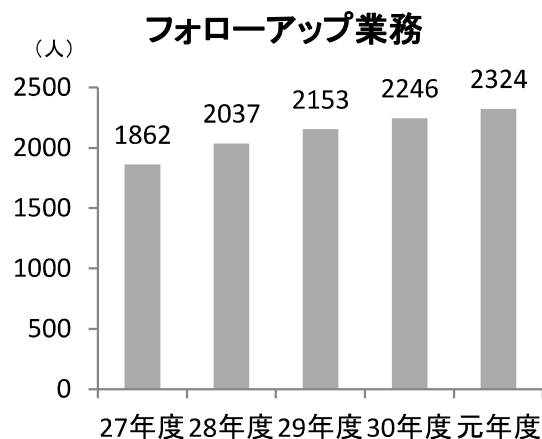
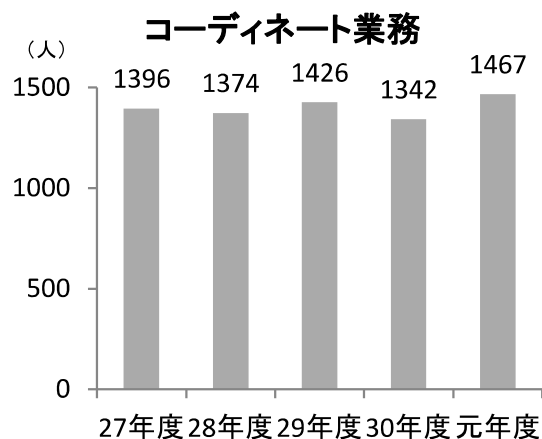
【参考２】 矯正施設を退所し受入れ先に帰住した者の矯正施設退所時点の居住先内訳

(単位:人)

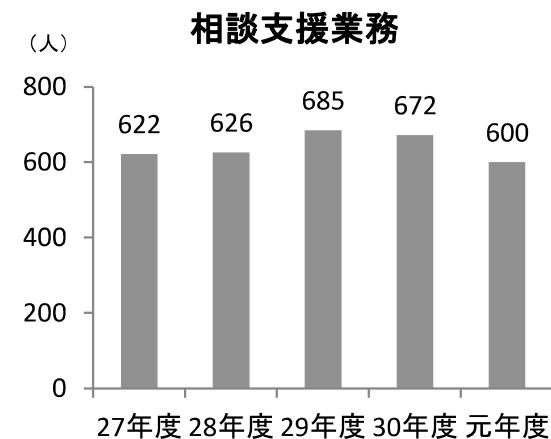
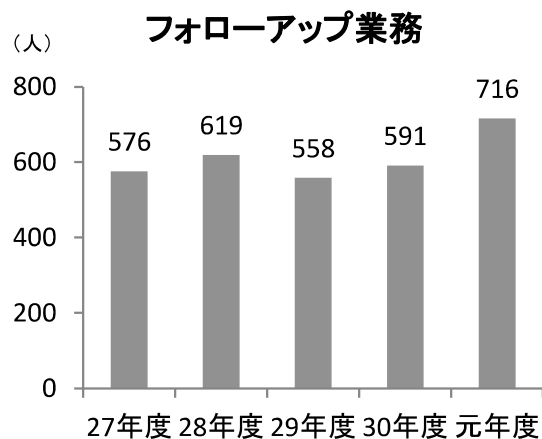
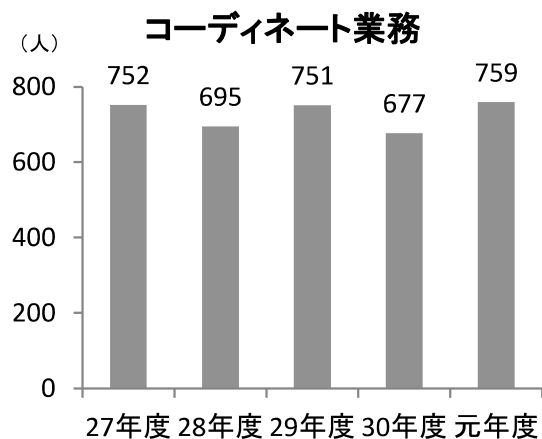


【参考3】 地域生活定着支援センターによる業務別実施件数及び支援終了件数の推移（H27.4～R2.3）

1. 年度内支援実施件数



2. 年度内支援終了件数



相談支援業務の件数は、面接・訪問等の支援を実施した者に限定して計上。（電話相談のみは除外）

(参考) ～特別調整対象者等の再入の状況(%)～

(法務総合研究所の調査結果による。平成26年2月1日から同年3月14日までの間に刑事施設 から出所した高齢受刑者及び障害(知的障害・知的障害以外の精神障害)のある受刑者について、平成27年5月末日までの間における刑事施設への再入の有無を調査したもの。)

【高齢受刑者】



【障害のある受刑者】



地域生活定着促進事業のポイント①

【コーディネート業務関係（矯正施設入所中）】

○保護観察所

- ・ 矯正施設被収容者全員に「生活環境の調整」を実施



○地域生活定着支援センター

- ・ 保護観察所長からの協力依頼を受けて対応（生活環境の調整への協力）
- ・ 対象は、矯正施設被収容者の一部
- ・ 本人と会って計画を立案 →帰る場所の確保・福祉的支援への全国調整

【フォローアップ業務・相談支援業務関係（矯正施設退所後）】

○保護観察所

- ・ 釈放された希望者に期間限定で「更生緊急保護」を実施



○地域生活定着支援センター

- ・ 希望者・関係者からの依頼を受けて釈放された後に対応
- ・ 必要な助言等を実施 →都道府県内で釈放された人の生活をフォロー

【センター≠受け皿】

- ・ 既存の福祉サービスにつなぐ →市区町村その他の福祉関係者との連携必須

地域生活定着促進事業のポイント②

【法務省】

【厚生労働省・地域社会】

- ・矯正施設
- ・保護観察所 など



地域生活
定着支援センター



地域の福祉行政
機関・福祉関係者

- ・生活保護
- ・生活困窮者自立支援法
- ・障害者福祉
- ・高齢者福祉 など

地域共生社会・「断らな
い」相談支援の実現
(多機関の協働による包
括的支援体制構築事業
など)



関係者間の適切な役割分担（地域生活定着支援
センターだけでは抱えきれない課題）を踏まえた連携

～支援が必要で支援を求める人へ、より確実に支援～

本事業の意義・効果 →

主：受刑中の本人の真意に沿って福祉サービスを調整
釈放後の本人・地域の混乱を回避
従：結果として再犯防止に「寄与」

参考 ～制度の対象者（要件）～

地域定着促進事業の対象者

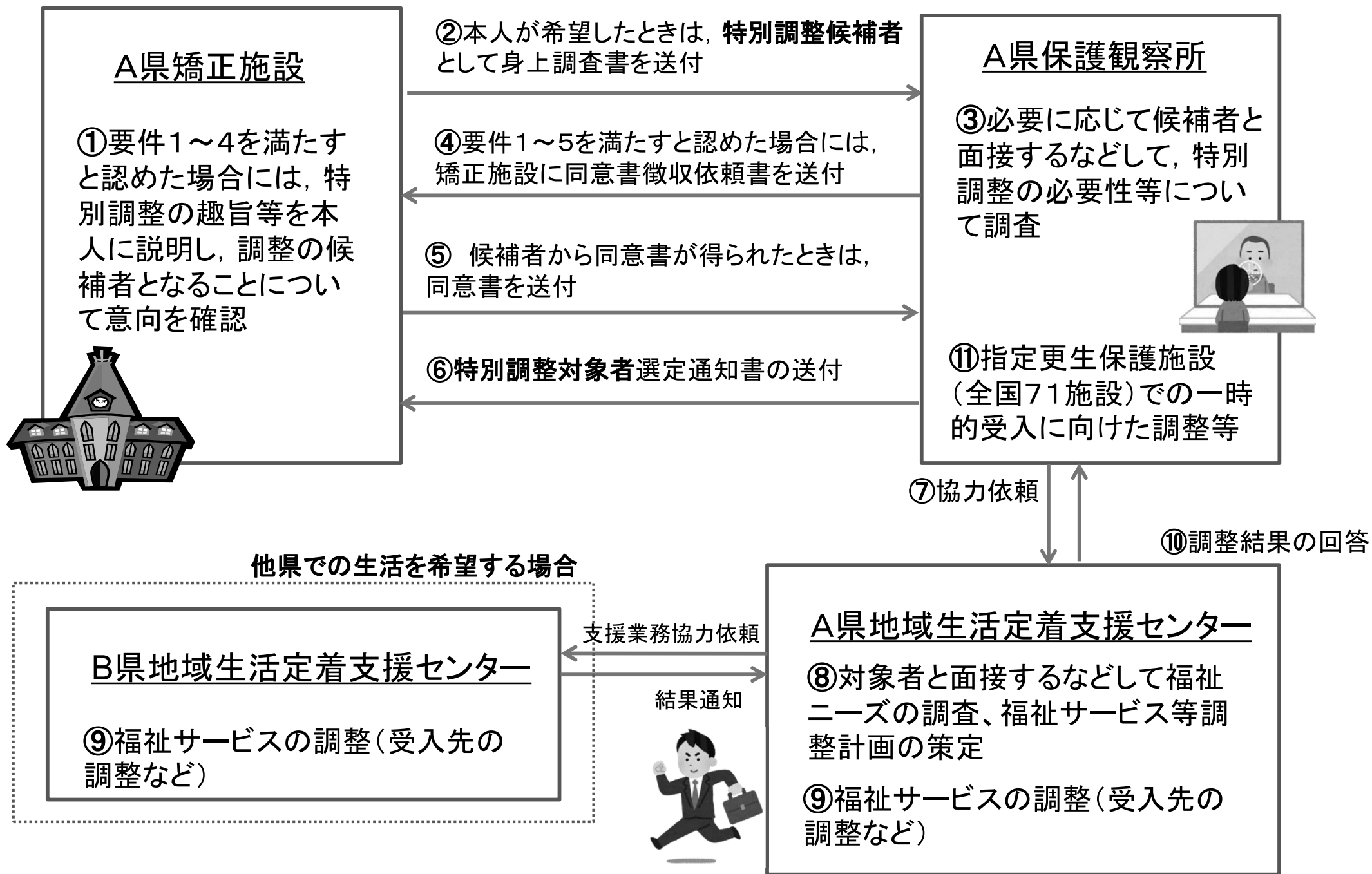
- 1 高齢であり、又は障害を有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者及び退所者
- 2 その他、センターが福祉的な支援を必要とすると認めるもの

特別調整に選定するための要件

以下の1～6の要件を全て満たすもの

- 1 高齢（おおむね65歳以上）又は身体障害、知的障害若しくは精神障害があること
- 2 釈放後の住居がないこと
- 3 福祉サービス等を受ける必要があると認められること
- 4 円滑な社会復帰のために特別調整の対象とすることが相当と認められること
- 5 特別調整を希望していること
- 6 個人情報提供に同意していること

参考 ～特別調整の手続（一般的な手続のフロー）～



4 地域生活定着促進事業の課題

株式会社インターリスク総研「自立が困難な矯正施設退所者への福祉的支援に関する調査研究事業」（H29年度社会福祉推進事業）より
<http://www.irric.co.jp/reason/research/>

1) 司法との連携における課題

- 地域生活定着支援センター依頼前の調査・調整が不十分
- 高齢・障がいのサービスの必要性が判然としない事案や、医療機関の調整のみの依頼をされることがある

矯正施設・保護観察所ができること → 事前の十分な調査・調整
釈放前のセンターにおける調整期間（最低でも6か月）の確保

2) 地域福祉との連携における課題

- 援護の実施者がなかなか決まらない
- 福祉施設等への受入が何度も断られるなどしている
- 地域へのバトンタッチができず、フォローアップ業務が長期化している

- ※1 上記調査研究事業においても事例集として取りまとめられている
- ※2 基幹相談支援センター・相談支援事業所・自立支援協議会、地域包括支援センター・地域ケア会議等

福祉行政機関・福祉関係者ができること → センターと地域福祉の連携の好取組の共有（※1）
矯正施設出所者への支援に係る理解促進のための研修開催
相談支援機関（※2）での本来求められる機能に沿った支援

3) センター職員の人材育成における課題

- センター職員のうち、業務経験年数3年未満が約6割、福祉専門職は7割弱、2割弱が兼任職員
- ケース件数、困難事例の増加で職員育成の余力がなく、個々のセンターのみではノウハウの蓄積が困難

国・センターができること → 全国規模の研修で実践的な事例・ノウハウやツールの共有

「再犯防止推進法」成立 と「再犯防止推進計画」策定をうけて

計画期間 平成30年度から平成34年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけでの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組

地域社会での継続的支援

再犯防止

国・地方公共団体・民間が一丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

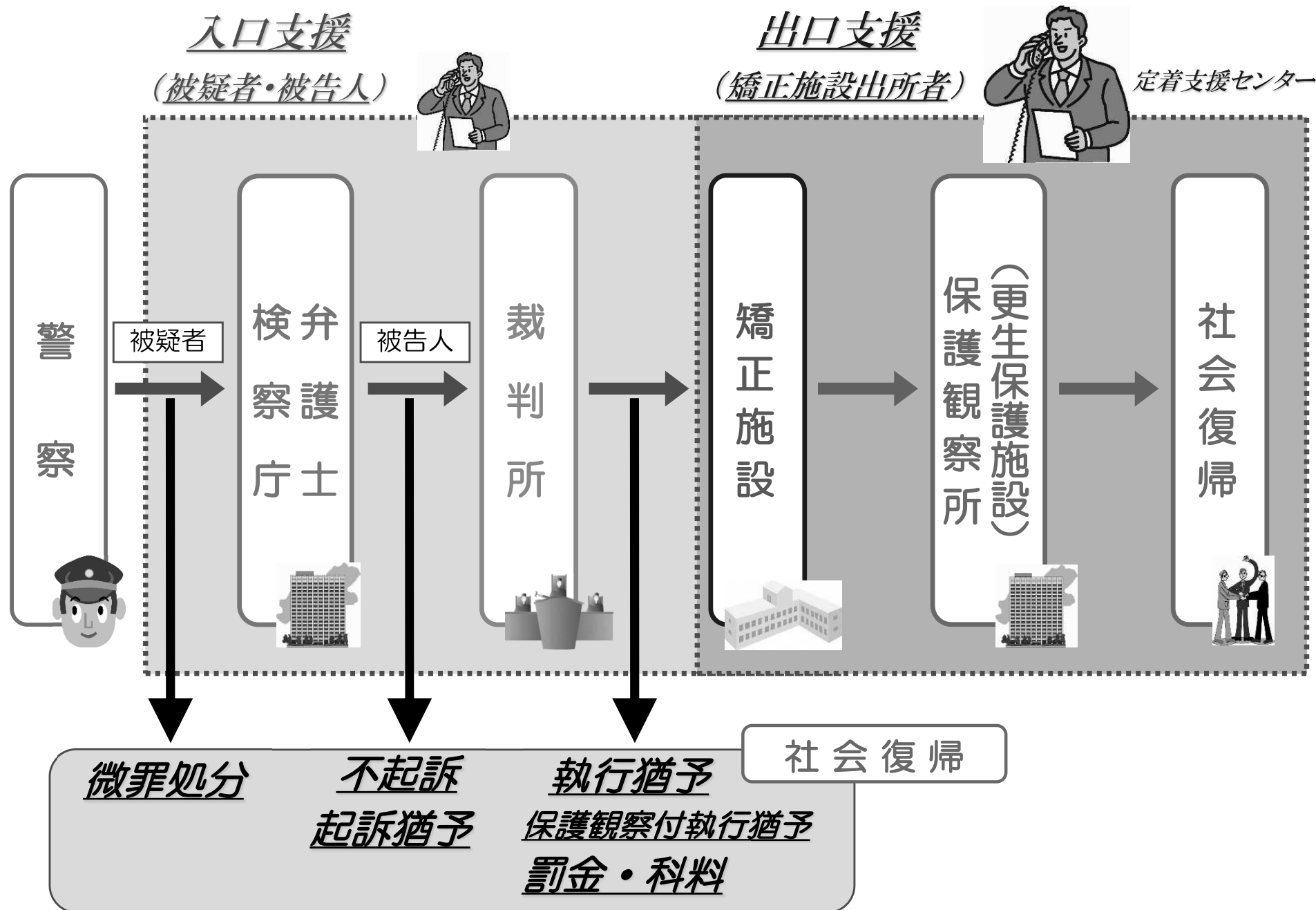
外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

5 被疑者・被告人段階からの支援（いわゆる入口支援）



令和3年度概算要求の概要

社会・援護局(社会)

令和3年度 概算要求額	2兆9,770億円+事項要求
令和2年度 当初予算額	2兆9,759億円
差 引	+10億円
	(対前年度比率+0.03%)

※ 復興特別会計分を含む。

※ 令和2年度当初予算額は、臨時・特別の措置(10億円)を除く。

※ 新型コロナウイルス感染症への対応など緊要な経費については、別途要望(事項要求)。

《主要事項》

- I 地域共生社会の実現に向けた地域づくり 2
 - 相談支援、参加支援、地域づくりの一体的実施による重層的支援体制の整備促進
 - 生活困窮者自立支援・ひきこもり支援の推進
 - 自殺総合対策の推進
 - 成年後見制度の利用促進
 - 矯正施設退所者の地域生活定着支援
- II 生活保護制度の適正な実施 5
 - 生活保護に係る国庫負担
 - 生活保護の適正実施の推進
 - 都道府県等における指導・監査体制の確保
- III 福祉・介護人材確保対策等の推進 8
 - 福祉・介護人材確保対策の推進
 - 外国人介護人材の受入環境の整備
 - 社会福祉法人や社会福祉施設等に対する支援
- IV 災害時における福祉支援 10
 - 東日本大震災等の被災者に対する見守り・相談支援等の推進
 - 被災地(福島県)における福祉・介護人材確保対策
 - 災害時における福祉支援体制の整備促進

令和3年度概算要求の概要

社会・援護局(社会)

5. 矯正施設退所者の地域生活定着支援【一部新規】

19億円(8.3億円)

各都道府県の設置する地域生活定着支援センターが、矯正施設退所者に加え、高齢又は障害により支援を必要とする被疑者・被告人等に対し、司法関係機関等と連携・協働しつつ相談支援を実施することにより、その社会復帰及び地域生活への定着を支援する。



**地域共生社会の実現
に向けた地域づくり**



地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

支え・支えられる関係の循環 ～誰もが役割と生きがいを持つ社会の醸成～



- ◇居場所づくり
- ◇社会とのつながり
- ◇多様性を尊重し包摂する地域文化

- ◇生きがいづくり
- ◇安心感ある暮らし
- ◇健康づくり、介護予防
- ◇ワークライフバランス

すべての人の生活の基盤としての地域

地域における人と資源の循環 ～地域社会の持続的発展の実現～

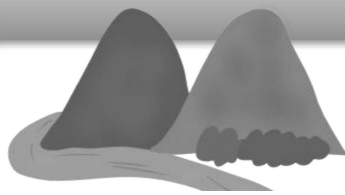
- ◇社会経済の担い手輩出
- ◇地域資源の有効活用、雇用創出等による経済価値の創出

- ◇就労や社会参加の場や機会の提供
- ◇多様な主体による、暮らしへの支援への参画

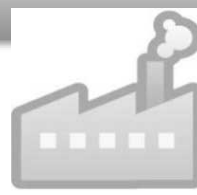
すべての社会・経済活動の基盤としての地域



農林



環境



産業



交通

.....

参考

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
- 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
- 10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
- 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を提出
「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
- 5月 社会福祉法改正案の可決・成立 → 6月 改正社会福祉法の公布
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
- 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発
出
- 平成30年4月 改正社会福祉法の施行
- 令和元年5月 地域共生社会推進検討会(地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会)設置
- 7月 地域共生社会推進検討会 中間とりまとめ
- 12月 地域共生社会推進検討会 最終とりまとめ
- 令和2年3月 社会福祉法等改正法案(地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案)を提出
- 6月 改正社会福祉法の可決・成立
※市町村における包括的な支援体制の構築に関する改正規定は令和3年4月施行予定

「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」

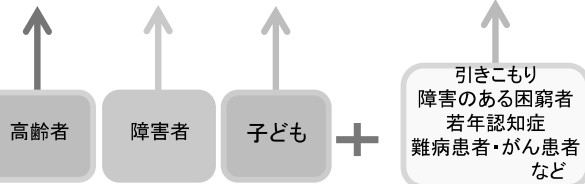
(平成27年9月 厚生労働省「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)

4つの改革

新しい地域包括支援体制

〔包括的な相談支援システム〕

1 包括的な相談から見立て、
支援調整の組み立て+資源開発



○地域により
・ワンストップ型
・連携強化型 による対応

○地域をフィールドに、
保健福祉と雇用や
農業、教育など
異分野とも連携

誰もがその
ニーズに合っ
た支援を受け
られる地域づ
くり

2 高齢、障害、児童等への総合的な支援の提供

○ 多世代交流・多機能型の福祉拠点の整備推進

・ 運営ノウハウの共有
・ 規制緩和の検討 等

○ 1を通じた総合的な支援の提供

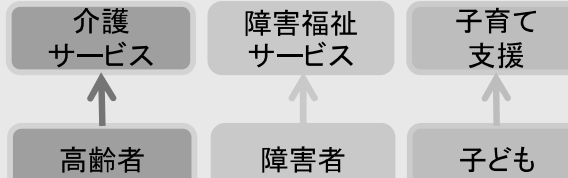
サービス提供のほ
か地域づくりの拠
点としても活用

背景・課題

①福祉ニーズの多様化・複雑化

複合的な課題を有する場合や分野
横断的な対応等に課題

〔制度ごとのサービス提供〕



②高齢化の中で人口減少が進行

地域の実情に応じた体制整備や人
材確保が課題

新しい支援体制を支える環境の整備

4 総合的な人材の育成・確保

○ 1を可能とするコーディネート人材の育成
○ 福祉分野横断的な研修の実施
○ 人材の移動促進 等

3 効果的・効率的なサービス提供のための生産性向上

○ 先進的な技術等を用いたサービス提供手法の効率化
○ 業務の流れの見直しなど効率的なサービスの促進
○ 人材の機能分化など良質で効果的なサービスの促進 等

地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現

ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)

4.「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

(4)地域共生社会の実現

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがい
を共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。

このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、
地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、
自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、

福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら
暮らすことのできる仕組みを構築する。

また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。

改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(＊)

(＊) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律(令和2年法律第52号)の概要

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会：子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会（ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定））

改正の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日（ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日）

地域共生社会の実現に向けた重層的支援体制整備事業の創設

○地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。

(※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)

▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。

▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。

○このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

○市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。

○新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須

○新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

(参考)モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208

新たな事業の全体像

I 相談支援

包括的な 相談支援の体制

- ・属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・多機関の協働をコーディネート
- ・アウトリーチも実施

II 参加支援

- ・既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応(既存の地域資源の活用方法の拡充)

(狭間のニーズへの
対応の具体例)

就労支援

見守り等居住支援

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態にない
ひきこもり状態の者を受け入れる 等

III 地域づくりに向けた支援

住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

相談支援・地域づくり事業の一体的実施

○各支援機関・拠点が、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。

現行の仕組み

高齢分野の
相談・地域づくり

障害分野の
相談・地域づくり

子ども分野の
相談・地域づくり

生活困窮分野の
相談・地域づくり

重層的支援体制

属性・世代を
問わない
相談・地域づく
りの実施体制

I～IIIを通じ、

・継続的な伴走支援
・多機関協働による
支援を実施

※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

(ア)狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する

(イ)地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる

(ウ)災害時の円滑な対応にもつながる

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。

